

最高裁秘書第 5574 号

令和元年 11 月 25 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

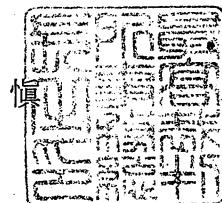
諮問番号 令和元年度（最情） 諒問第 52 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

令和元年11月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件申出に係る文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

最高裁が、内閣府賞勲局に対し、叙位対象者を推薦する際の手続が書いてある文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、10月28日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所は、内閣府賞勲局に対し、叙位の対象者を推薦していないため、対象となる文書を作成又は取得していない。

イ よって、不開示とした原判断は相当である。